

## 第4章. ランブルストリップス設置の留意事項

### 4-1. 設置すべきでない道路環境・道路構造

ランブルストリップスの設置は市街地を避けた郊外部におけるセンターライン上または路肩に連続施工することを基本とするが、郊外部における交差点や商業施設等の出入り口がある場合は、横断交通の快適性を損なわないよう、不施工とすることを基本とする。なお、そのような箇所にあっても、車線逸脱事故を防止することが必要と認められる場合は、交通管理者や沿道住民と協議し、協力と理解を得たうえで施工することが望ましい。

#### 解説

ランブルストリップスの設置例を図4-1～9に示す。

#### (1) 交差点

センターライン上に施工する場合、停止線まで施工することにより普通車に対しては、有効だが、右折の原付等の軽車両に対する影響を考慮して、停止線10m手前までとする。同様に路肩への施工は、停止線30m手前から交差点を過ぎた横断歩道端部まで不施工とする。

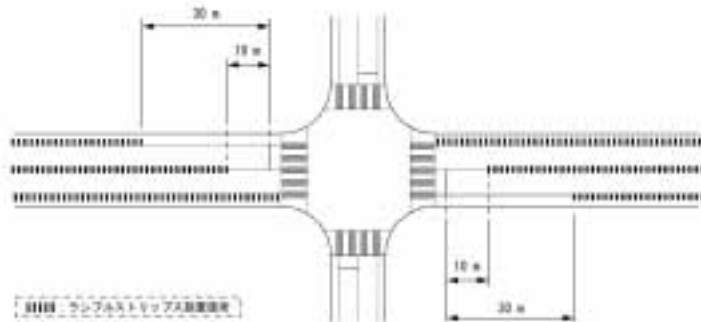


図4-1. 交差点におけるランブルストリップス設置例